

夏季一斉閉庁及び年次有給休暇の一斉付与に関する協定書

国立大学法人名古屋工業大学長と国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員の過半数を代表する者は、夏季一斉閉庁及び年次有給休暇の一斉付与に関し、次のとおり協定する。

(夏季一斉閉庁の時季)

第1条 8月11日の前日から遡って休日を除いた連続する2日及び8月11日の翌日から休日を除いて連続する3日を夏季一斉閉庁の日(以下「一斉閉庁日」という。)とする。

(適用除外)

第2条 一斉閉庁日において、次の各号のいずれかに該当する者については、本協定を適用しない。

- 一 産前産後の休暇、育児休業又は介護休業にある者
- 二 病気休暇、休職又は欠勤の状況にある者
- 三 その他本協定の対象としないことが適当と認められる者

2 前項の定めにかかわらず、一斉閉庁日における勤務日の一部が前項各号に該当しない場合には、当該日に限り本協定を適用するものとする。

(年次有給休暇の一斉付与)

第3条 一斉閉庁日には、国立大学法人名古屋工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程第23条の2又は国立大学法人名古屋工業大学パートタイマー就業規則第17条の3(前述の各条を準用して適用される場合を含む。)により付与された年次有給休暇を充てるものとする。

2 一斉閉庁日に勤務を命じられた場合において、この日に付与された年次有給休暇を別の日に充てることはできないものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は2023年1月1日から2023年12月31日までの1年とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、労使いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

2022年12月23日

国立大学法人名古屋工業大学長

木下隆利

国立大学法人名古屋工業大学

御器所地区事業場職員過半数代表者

内匠逸

1 改正趣旨等

①2019年4月1日施行の改正労働基準法により、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者については、その年次有給休暇のうち5日は使用者が時季を指定して取得させることが義務となった。

※ 違反した場合、1人につき30万円以下の罰金が科せられる。(労基法120条)

②労働基準法では、次の時季指定の方法が示されている。

1) 事業場の計画的付与 (労基法39条第6項)

年次有給休暇のうち、労使協定を結んで計画的に休暇取得日を定める方法

2) 職員毎の時季指定 (労基法39条第7項)

使用者が労働者に取得時期の意見を聴き、労働者毎に休暇取得日を指定する方法

→ 休暇簿の「年休取得計画」欄を使用して指定している。(現行の方法)

③これまで「職員毎の時季指定」を行ってきたが、対象となる1年間のうち9ヶ月経過時点においても5日未満の取得者は50%弱、未取得者は10%強の状況にある。

④については、年次有給休暇5日の完全取得に向け、労使協定が締結できた場合は、夏季一斉閉庁日を現行の3日から5日に拡大し、この5日間に計画的付与の制度を利用して、年次有給休暇を5日充てることとしたい。

⑤これにより、教職員は予め確定した長期休暇でリフレッシュでき、また、休暇の取得状況把握、対象者への定期的な周知や督促、などの管理業務の削減も可能となる。

1/10

2 対応方法案

従来の規定はそのままに、労使協定が締結できた場合に限った規定として、以下の対応を勤務時間規程等に追記する。

①本学の勤務時間規程では、夏季一斉閉庁日は「8月11日(山の日)の翌日から、休日を除いて連続する3日」と定めているが、8月11日の前2日も休日を除いて連続した一斉閉庁日とする。

②8月11日の翌日からの3日間は、雇用契約を結んでいる教職員は全て、勤務日に限り特別休暇(有給)としているが、この3日間に各自の有給休暇を充てることのできるよう、特別休暇の3日に代えて、新たに年次有給休暇を3日付与する。(勤務日に限り付与する。)

③8月11日の前2日についても、新たに年次有給休暇を2日付与する。(勤務日に限り付与する。)

④前記②及び③の対応により、夏季一斉閉庁日の5日については、年次有給休暇が5日を上限に付与されることになる。

これにより、年次有給休暇が0日の教職員についても、夏季一斉閉庁日の5日間のうち、勤務日は年次有給休暇を充てることが可能となる。

(雇用契約を結ぶ全ての教職員が有給で休むことができる。)

⑤ただし、夏季一斉閉庁日に勤務が割り振られた場合は、ここに充てるための年次有給休暇のため、別の日に振り替える等の措置は行わない。

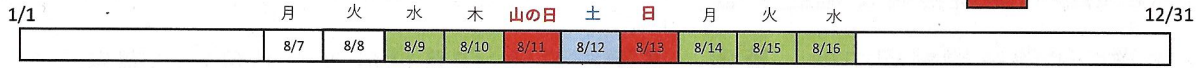
(毎年付与される20日の年次有給休暇とは別に付与される休暇であり、夏季一斉閉庁日に充てるために、更に追加して付与される休暇であるため。)

2/10

概要図



○労使協定を締結した場合 (2023年の例)



年休 2 日を付与する 特休 (有給) 3 日に代わり年休 3 日を付与する

※年休が 10 日/年以上付与されない人にも一斉閉庁日用に年休を付与する。(勤務を要する日に限る。)

一斉閉庁 5 日 = 事業場が計画付与する年休 5 日

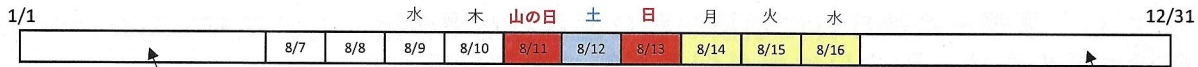
○労使協定を締結した場合 (2024年の例)



年休 2 日を付与する 特休 (有給) 3 日に代わり年休 3 日を付与する

一斉閉庁 5 日 = 事業場が計画付与する年休 5 日

○労使協定が締結できなかった場合 = 現状通り (2023年の例)



勤務日

一斉閉庁 3 日 = 特休(有給) 3 日

年休 5 日を職員毎に時季指定

年休 5 日を職員毎に時季指定

4 改正する人事関係規則等一覧

- ① 国立大学法人名古屋工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (一部改正)
- ② " パートタイマー就業規則 (一部改正)
- ③ " 再雇用職員就業規則 (一部改正)

注1) 国立大学法人名古屋工業大学特定有期雇用職員就業規則は、「国立大学法人名古屋工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を準用するため一部改正は不要

注2) 国立大学法人名古屋工業大学再雇用職員就業規則のうち、再雇用常勤職員は「国立大学法人名古屋工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を準用するが、再雇用短時間職員はパートタイマー就業規則を準用する条項を明記することが必要

5 審議スケジュール

2022年12月 8日 (木)	事務連絡会
12月13日 (火)	運営会議
12月中旬	過半数代表者説明
12月21日 (水)	教育研究評議会 審議
12月未定	役員会 審議・決定
2022年12月下旬	労使協定締結

6 施行日

制定日 (役員会の日) から施行

7 国立大学法人名古屋工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程 新旧対照表1/2

改正要旨：年次有給休暇の取得促進に向け、年次有給休暇の一斉付与に関する労使協定を締結した場合の取扱いを規定するもの。

新	旧
(年次有給休暇) 第18条 (省略)	(年次有給休暇) 第18条 年次有給休暇は、一の年(1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。)における休暇とし、その日数は、一の年において次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 一 次号から第8号までに掲げる職員以外の職員 20日 二～八 (省略)
(年次有給休暇の届出等) 第20条 (省略)	(年次有給休暇の届出等) 第20条 年次有給休暇は、職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、学長が職員の届け出た時季に休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認められた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。
2 (省略)	2 (省略)
3 (省略)	3 第1項の規定にかかわらず、労基法第39条第6項に基づき、労使協定により、各職員の有する年次休暇日の日数のうち5日を超える部分については、あらかじめ時季を指定して与えることができるものとする。
(年次有給休暇の単位) 第21条 (省略)	(年次有給休暇の単位) 第21条 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。
2 (省略)	2 時間を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。
3 (省略)	3 前2項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、学長が特に必要と認めるときは1時間を単位とすることができるものとし、1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる勤務の形態の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。 一 育児休業規程第2条第4項第1号に規定する勤務の形態 3時間55分 二 育児休業規程第2条第4項第2号に規定する勤務の形態 4時間55分 三 育児休業規程第2条第4項第3号から第5号に規定する勤務の形態 7時間45分

7 国立大学法人名古屋工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程 新旧対照表2/2

改正要旨：年次有給休暇の取得促進に向け、年次有給休暇の一斉付与に関する労使協定を締結した場合を規定するもの。

新	旧
<p>(特別休暇) 第23条 (省略)</p> <p>一～十七 (省略) 十八 (省略)</p> <p>(夏季一斉閉庁の例外) 第23条の2 前条の規定にかかわらず、労基法第39条第6項に基づき労使協定が締結された場合は、夏季一斉閉庁の日として、前条第1項第18号に定める3日のほか、8月11日の前日から遡って休日を除いた連続する2日についても夏季一斉閉庁するための日に加えるとともに、5日とした夏季一斉閉庁の日に充てるために、同号に定める3日の特別休暇に代えて、第18条に定める年次有給休暇とは別に5日の年次有給休暇を付与することができるものとする。</p> <p>2 前項により5日とした夏季一斉閉庁の日に勤務を命じられた場合において、この日の年次有給休暇を別の日に充てることはできないものとする。</p> <p>3 第1項により付与する年次有給休暇の単位は、第21条第1項及び第3項にかかわらず、1日とする。</p> <p>附 則(年 月 日規程第 号) この規程は、年 月 日から施行する。</p>	<p>(特別休暇) 第23条 職員が、次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認める場合には、当該各号に掲げる期間を特別休暇とする。</p> <p>一～十七 (省略) 十八 本学が夏季一斉閉庁する場合 夏季一斉閉庁するため8月11日の翌日から、休日を除いて連続する3日</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

7/12

参考 国立大学法人名古屋工業大学特定有期雇用職員就業規則 (抄)

新	旧
改正無し	<p>国立大学法人名古屋工業大学特定有期雇用職員就業規則 (抄) (職員就業規則の準用)</p> <p>第31条 職員就業規則のうち、第4条(法令との関係)、第5条(遵守遂行)、第7条(勤務条件の明示)、第11条(配置換等)、第16条第1項第1号、第3号、第4号及び第7号(退職)、第17条(自己都合による退職手続)、第20条(解雇)、第21条(解雇制限)、第22条(解雇予告)、第23条(退職後の責務)、第24条(退職証明書)、第26条(誠実義務)、第27条(職務専念義務)、第28条(職務専念義務免除時間)、第29条(遵守事項)、第30条(職員の倫理)、第31条(ハラスメントに関する措置)、第32条(兼業の制限)、第33条(勤務時間等)、第33条の2(自宅待機)、第33条の3(在宅勤務)、第36条第1項及び第3項(職員の研修)、第37条(表彰)、第38条(懲戒)、第39条(懲戒の種類・内容)、第40条(訓告等)、第41条(損害賠償)、第42条(安全・衛生管理)、第43条(出張及び旅費)、第44条(宿舍)、第45条(業務上の災害補償)、第46条(通勤途上災害)、第46条の2(法定外災害補償)及び第48条(知的財産)の規定は特定有期雇用職員に準用する。</p> <p>国立大学法人名古屋工業大学職員就業規則 (抄) (勤務時間等)</p> <p>第33条 職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人名古屋工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年4月1日制定。以下「勤務時間規程」という。)」による。</p>

8/12

8 国立大学法人名古屋工業大学パートタイマー就業規則の一部を改正する規則 新旧対照表1/2

改正要旨：年次有給休暇の取得促進に向け、年次有給休暇の一斉付与に関する労使協定を締結した場合の取扱いを規定するもの。

新	旧
<p>(年次有給休暇) 第16条 (省略)</p> <p>一～三 (省略) 2～6 (省略) 7 (省略)</p> <p>(特別休暇) 第17条の2 (省略)</p> <p>(夏季一斉閉庁の例外) 第17条の3 前条の規定にかかわらず、労基法第39条第6項に基づき労使協定が締結された場合は、夏季一斉閉庁の日として、前条第1項第6号に定める3日のほか、8月11日の前日から遡って休日を除いた連続する2日についても夏季一斉閉庁するための日に加えるとともに、5日とした夏季一斉閉庁の日に充てるために、同号に定める3日のうち勤務の割り振られた日の特別休暇に代えて、第16条に定める年次有給休暇とは別に、5日を上限に勤務の割り振られた日について年次有給休暇を付与することができるものとする。 2 前項により5日とした夏季一斉閉庁の日のうち、勤務を命じられた日がある場合において、この日の年次有給休暇を別の日に充てることはできないものとする。 3 第1項により付与する年次有給休暇の単位は、第16条第7項の規定にかかわらず、1日とする。</p>	<p>(年次有給休暇) 第16条 学長は、パートタイマーに対し、次に掲げる区分ごとに年次有給休暇を与えなければならない。 一～三 (省略) 2～6 (省略) 7 年次有給休暇の付与の単位は、1日とする。ただし、特に必要と認めるときは1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算する場合は、1日の勤務時間をもって1日とする。</p> <p>(特別休暇) 第17条の2 学長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日、又は期間のうち、勤務の割り振られた日において、有給の休暇を与えるものとする。ただし、雇用契約が終了する日を超えて休暇を取得することはできない。 一～五 (省略) 六 本学が夏季一斉閉庁する場合 夏季一斉閉庁するため8月11日の翌日から、休日を除いて連続する3日のうち、勤務が割り振られている日</p> <p>(新規)</p>

8 国立大学法人名古屋工業大学パートタイマー就業規則の一部を改正する規則 新旧対照表2/2

改正要旨：年次有給休暇の取得促進に向け、年次有給休暇の一斉付与に関する労使協定を締結した場合の取扱いを規定するもの。

新	旧
<p>附 則(年 月 日規則第 号) この規則は、 年 月 日から施行する。</p>	

9 国立大学法人名古屋工業大学再雇用職員就業規則の一部を改正する規則 新旧対照表1/2

改正要旨：年次有給休暇の取得促進に向け、年次有給休暇の一斉付与に関する労使協定を締結した場合の取扱いを規定するもの。

新	旧
<p>(勤務時間等) 第14条 (省略)</p> <p>一 (省略)</p> <p>(就業規則等の準用) 第18条 (省略)</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 再雇用短時間職員 職員就業規則のうち、第4条(法令との関係)、第5条(遵守遂行)、第7条(勤務条件の明示)、第14条(復職)、第15条(休職中の身分)、第16条第1項第1号、第3号及び第6号(退職)、第17条(自己都合による退職手続)、第20条(解雇)、第21条(解雇制限)、第22条(解雇予告)、第23条(退職後の責務)、第24条(退職証明書)、第26条(誠実義務)、第27条(職務専念義務)、第28条(職務専念義務免除時間)、第29条(遵守事項)、第31条(ハラスメントに関する措置)、第33条の3(在宅勤務)、第37条(表彰)、第38条(懲戒)、第39条(懲戒の種類・内容)、第40条(訓告等)、第41条(損害賠償)、第42条(安全・衛生管理)、第43条(出張及び旅費)、第45条(業務上の災害補償)、第46条(通勤途上災害)及び第48条(知的財産)並びにパートタイマー就業規則のうち第2条(定義)、第7条(監督者及び勤務時間管理員)、第8条第3項及び第4項(給与等)、第10条(給与の減額)、第12条の2(自宅待機)、第14条(休日の振替)、第15条(休日の振替手続)、第17条(病気休暇)、第17条の2(特別休暇)、第17条の3(夏季一斉閉庁の例外)、第18条(育児休業)、第19条(介護休業)、第20条(社会保険等)、第21条(休職)及び第22条(休職の期間)の規定を準用する。</p>	<p>(勤務時間等) 第14条 再雇用職員の勤務時間、休日、休暇等は、次のとおりとする。</p> <p>一 再雇用常勤職員 国立大学法人名古屋工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年4月1日制定。以下「勤務時間等規程」という。)を準用する。</p> <p>(就業規則等の準用) 第18条 就業規則等の準用については、当該各号に定める再雇用職員に対し、次のとおり取り扱う。</p> <p>一 再雇用常勤職員 (省略)</p> <p>二 再雇用短時間職員 職員就業規則のうち、第4条(法令との関係)、第5条(遵守遂行)、第7条(勤務条件の明示)、第14条(復職)、第15条(休職中の身分)、第16条第1項第1号、第3号及び第6号(退職)、第17条(自己都合による退職手続)、第20条(解雇)、第21条(解雇制限)、第22条(解雇予告)、第23条(退職後の責務)、第24条(退職証明書)、第26条(誠実義務)、第27条(職務専念義務)、第28条(職務専念義務免除時間)、第29条(遵守事項)、第31条(ハラスメントに関する措置)、第33条の3(在宅勤務)、第37条(表彰)、第38条(懲戒)、第39条(懲戒の種類・内容)、第40条(訓告等)、第41条(損害賠償)、第42条(安全・衛生管理)、第43条(出張及び旅費)、第45条(業務上の災害補償)、第46条(通勤途上災害)及び第48条(知的財産)並びにパートタイマー就業規則のうち第2条(定義)、第7条(監督者及び勤務時間管理員)、第8条第3項及び第4項(給与等)、第10条(給与の減額)、第12条の2(自宅待機)、第14条(休日の振替)、第15条(休日の振替手続)、第17条(病気休暇)、第17条の2(特別休暇)、第18条(育児休業)、第19条(介護休業)、第20条(社会保険等)、第21条(休職)及び第22条(休職の期間)の規定を準用する。</p>

12/12

9 国立大学法人名古屋工業大学再雇用職員就業規則の一部を改正する規則 新旧対照表2/2

改正要旨：年次有給休暇の取得促進に向け、年次有給休暇の一斉付与に関する労使協定を締結した場合の取扱いを規定するもの。

新	旧
<p>附 則(年 月 日規則第 号) この規則は、年 月 日から施行する。</p>	

12/12